

第 3 回

岩国地域 8 市町村合併協議会会議録(写)

(平成 16 年 12 月 6 日)

岩国地域 8 市町村合併協議会事務局

第3回 岩国地域8市町村合併協議会会議録

○日 時 平成16年12月6日(月曜日) 午後1時30分～午後3時34分

○場 所 玖珂町体育センター(玖珂町)

○次 第

1 開会 . . . 4

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名について . . . 5

4 議事

(1) 報告事項

報告第9号 協議会委員の交代について . . . 5

(2) 協議事項

協議第3号の2 合併の期日について(協定項目2) . . . 6

協議第6号の1 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目6)

協議第7号 財産及び公の施設の取扱いについて(協定項目5) . . . 23

協議第8号 地方税の取扱いについて(協定項目8)

協議第9号 一般職の職員の身分の取扱いについて(協定項目9)

協議第10号 地域審議会の取扱いについて(協定項目10)

協議第11号 特別職の身分の取扱いについて(協定項目11)

協議第12号 組織及び機構の取扱いについて(協定項目12)

協議第13号 条例、規則等の取扱いについて(協定項目13)

協議第14号 町名・字名の取扱いについて(協定項目14)

協議第15号 慣行の取扱いについて(協定項目15)

協議第16号 一部事務組合等の取扱いについて(協定項目16)

協議第17号 公共的団体等の取扱いについて(協定項目17)

協議第18号 消防団の取扱いについて(協定項目20)

協議第19号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて(協定項目7) . . . 30

協議第20号 電算システム関係事業の取扱いについて(協定項目23-1)

協議第21号 地域振興関係事業の取扱いについて(協定項目23-2)

協議第22号 広報広聴・コミュニティ関係事業の取扱いについて(協定項目23-3)

協議第23号 消防防災関係事業の取扱いについて(協定項目23-4)

協議第24号 高齢・障害者福祉関係事業の取扱いについて(協定項目23-5)

- 協議第25号 児童福祉関係事業の取扱いについて（協定項目23-6）
 協議第26号 保育関係事業の取扱いについて（協定項目23-7）
 協議第27号 健康管理関係事業の取扱いについて（協定項目23-8）
 協議第28号 生活環境関係事業の取扱いについて（協定項目23-9）
 協議第29号 下水道関係事業の取扱いについて（協定項目23-11）
 協議第30号 農林水産関係事業の取扱いについて（協定項目23-12）
 協議第31号 商工観光関係事業の取扱いについて（協定項目23-13）
 協議第32号 建設・都市開発関係事業の取扱いについて（協定項目23-14）
 協議第33号 公営住宅関係事業の取扱いについて（協定項目23-15）
 協議第34号 教育関係事業の取扱いについて（協定項目23-16）
 協議第35号 病院関係事業の取扱いについて（協定項目23-17）
 協議第36号 交通関係事業の取扱いについて（協定項目23-18）

5 第4回会議開催日時及び協議事項について

・・・32

6 その他

7 閉会

○出席者（会長、副会長含む56名）

会 長 井 原 勝 介

副会長 榎 本 利 光 田 中 英 雄

委 員 （1号委員）

植 野 正 則 藤 本 雄 三 武 居 龍 志 寺 本 隆 宏 宗 正 久 明

（2号委員）

桑 原 敏 幸 松 村 和 一 伊 藤 泰 雄 川 崎 昇 吉 田 輝 雄

松 本 久 次 藤 井 禎 高 田 和 博 中 塚 一 広 清 柳 聰

對 藤 賢 次 池 田 良 幸 吉 山 國 臣 内 山 正 則 堀 江 吉 政

平 岡 政 治

（3号委員）

濱 田 俊 彦 二 宮 信 子 笹 川 徳 光 芦 岡 謙 一 佐 野 松 乃

友 田 洋 藤 崎 秀 生 小 野 哲 明 高 木 正 則 藤 弘 繁 生

田 村 順 子 諫 早 文 作 虎 谷 房 子 山 田 太 三 藤 田 房 子

西 本 明 清 弘 雄 正 林 忠 克 荻 原 節 子 野 村 泰

中 西 更 生 堀 江 泰 中 村 美 鈴 藤 村 利 夫 河 村 功

竹 中 洋 揚 三家本八重子 相 川 正 雄 林 一 夫 小 川 芙 美 荏

市 村 昭 雄 宮 田 博 喜

○欠席者 （ 2 名）

（ 3 号委員）

平 田 整 岡 田 実

○傍 聴 1 2 4 人

[午後 1 時 3 0 分開会]

- 白木事務局長 皆さん、こんにちは。委員の皆さん方には、大変お忙しいところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、ここにお集まりの皆さん方全員が待ちに待たれました第 3 回岩国地域 8 市町村合併協議会を開催させていただきます。

協議会の会議に先立ちまして、井原会長が一言ごあいさつを申し上げます。

- 井原勝介会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

大変お忙しい中、委員の皆様には、多分ほとんどの委員の方々に御参加をいただいたのではないかと思います。ありがとうございます。第 3 回の 8 市町村の合併協議会を開催したいと思います。傍聴席にもたくさんの方にお越しいただきましてありがとうございます。

前回、第 2 回をやってから少し間があきました。その間に、非公式には議論、協議が行われてきました。御存じのように、細かいことは別にしまして、各市町村の議会等で、やっぱり 8 市町村の合併は堅持していこうという決議といえますか決定がされたわけであります。もちろん、広い範囲で大きく合併をしていくということが望ましいということは従来から申し上げていたわけでありまして、そういう枠組みがしっかりと確定をしたということであれば、早急に第 3 回の協議会を開こうということで本日に至ったわけであります。

少し飛んでおりますので、きょうは大変たくさんの議題が提案をされております。多くは従来から議論を続けてきた問題でありまして、円滑な御審議をいただきたいというふうに思います。

それから、特例法の期限ということを考えますと本当に残りが少なく、時間が少なくなってきました。これから 1 月終わりにかけまして精力的に議論をしていただき、1 月の下旬からは住民説明会を順調にいけばやっていきたいと。そして、もちろん順調にいけば、2 月の中旬にはこの協議会で協定書に調印をする、そして続いて各議会で承認をいただくというような予定を考えているところでございます。円滑な御審議に御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。それでは、最初のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

- 白木事務局長 ありがとうございました。

本日の会議には 2 名の委員さんが御欠席になっておられますけれども、協議会規約第 10 条第 1 項に規定いたしております定足数を満たしておりますので、本会議が成立しておりますことを報告させていただきます。

それから、次に資料の確認でございますが、前回 10 月 15 日の第 2 回協議会で配付をさせていただきました A 3 の第 2 回別添参考資料、それから同じく A 3 の公営事業関係の別添資料でございますが、これは 7 市町村の協議会のときに既に配付をさせていただいておりましたものを修正して、最新のデータに変更したものを配付させておりますので御参考にしていただけたらと思

います。

それから、先般、送付させていただきましたA4の第3回会議資料、A3の第3回別添参考資料、それから第3回の提案内容を説明いたしておりますA3の資料3枚物、それから本日、机の上に配付させていただきました報告第9号の協議会委員の交代と、その下に協議会開催予定の日程変更の案内がついておろうかと思えます。資料につきましては以上でございます。

なお、第2回協議会で協議を予定いたしておりました項目につきましては、本日、協議していただきますので、第2回目の別添参考資料等をそのまま活用させていただきますことを御容赦願いたいと思えます。

それでは、協議会規約第10条第2項の規定に基づきまして、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの進行は井原会長にお願いをいたします。

○井原勝介会長 それでは、お手元の次第に基づきまして会議を進めさせていただきます。

報告第9号 協議会委員の交代について

○井原勝介会長 まず、会議録署名委員の指名についてですが、本日の署名委員は美川町の藤井禎委員、玖珂町の高木正則委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、議事に入りたいと思えます。まず、協議会委員の交代についてであります。本日の主題には掲げておりませんが、周東町議会におきまして特別委員長の交代がありましたので、事務局から報告をしてください。

○白木事務局長 それでは、本日お配りをいたしております資料でございますが、報告第9号協議会委員の交代について御説明をさせていただきます。

去る12月1日に周東町議会におきまして、周東町合併推進特別委員会が開催をされました。そこで、そこに書いております岩国地域8市町村合併協議会規約第8条第1項第2号に規定をいたしております委員として、周東町の合併問題に関する特別委員会の長として平岡邦夫委員から、このたび新たに吉山國臣委員が就任をされました。交代の日は、平成16年12月1日でございます。

以上で、報告第9号協議会委員の交代について御説明を終わります。

○井原勝介会長 ありがとうございます。吉山委員は以前にも出ていただいていたんですか。何か一言ありましたら、どうぞ。

○吉山國臣委員（周東町） ただいま御紹介をいただきました吉山でございます。前委員長に続きまして、合併推進特別委員長の大任を12月1日に拝命をいたしました。会長さんのお話にもございましたけれども、合併の期日が迫る中、最大限努力いたしまして合併推進に向けて頑張っ

まいりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

協議第 3 号の 2 合併の期日について（協定項目 2）

協議第 6 号の 1 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目 6）

○井原勝介会長 ありがとうございました。

それでは協議に入りたいと思います。前回から、いわゆる大きな議論になっておりました協議第 3 号の 2 合併の期日、そして第 6 号の 1 議会議員の定数及び任期の取扱いについて、関連がありますので、一括してこれは提案をさせていただきます。事務局から説明をしてください。

○武安事務局次長 それでは、説明をさせていただきます。

会議資料 1 ページの方をお開きいただきたいと思います。提案でございますが、「合併の期日は、平成 18 年 3 月 20 日とする。」としております。合併の期日につきましては、第 1 回の協議会におきまして合併特例法の経過措置を踏まえた期日とするということが確認をされております。この方針に基づきまして具体的な期日を検討した場合でございますが、由宇町長さん、由宇町議会議員並びに美和町議会議員が任期を迎える前の平成 17 年 9 月上旬と、特例法の経過措置を最大限活用した平成 18 年 3 月下旬という 2 種類の期日が考えられます。

この 2 つの期日を比較したものを、隣になりますが、2 ページの方に掲げております。これをごらんいただきますと、特にすべての業務に関連をしてくる電算システムの統合につきまして、これまで年度末であります 3 月末の合併を想定して開発準備を進めてきておりまして、合併の期日を年度途中の 9 月上旬にした場合でございますが、新たなシステム開発、それから改修等が必要となってまいります。多額の追加経費が発生すること、また合併年度は新旧市町村システムの並行稼働が必要となりまして、事務処理等の混乱から住民サービスへの影響も心配されることなどを考慮いたしまして、3 月下旬の休日明けであります 3 月 20 日、月曜日になりますが、これを提案するものでございます。

続きまして、次のページ、3 ページをお開きいただきたいと思います。議会議員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

まず、1 としまして、これまでの協議の経過等に基づきまして在任特例を適用することについて提案をしておりますが、その在任期間につきましては、今回、具体的な提案はいたしておりません。本日、在任特例の適用が確認されましたら、次回協議会で提案してまいりたいと考えております。

続く、2 番と 3 番でございますが、これまでの協議経過に基づきまして新市の定数を 34 人とすること。それから、在任期間中の報酬額については、合併前の 8 市町村の報酬額とすることを

提案をしております。

説明は以上でございます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

それでは、この問題について協議に入りたいと思いますが、前回からさまざまな議論も協議も行われてきて経過を踏まえてきております。

まず、岩国の市議会の方から御報告いただきたいと思います。

ちょっとその前に、合併の期日とそれから在任特例の適用の問題について議題として提案しておりますので、それについて協議をしていきたいと思いますが、在任特例に、もし決まった場合に、その在任の期間ということも問題になりますが、それについても御意見があるようでありますので、御意見のある方はあわせて発言していただきたいと思います。よろしくお願いします。どうぞ。

○中塚一広委員（岩国市） それでは御報告いたします。

協議第6号の1議会議員の定数及び任期の取扱いにつきまして問題になっておりましたので、この方をちょっと先に御報告したいと思います。

去る11月2日に全員協議会が開催されまして意見の集約をいたしました。その結果につきましては新聞報道等で御存じと思いますが、岩国市議会といたしましては在任特例とするという意見が多数を占め、この結果を踏まえて、その後開催した特別委員会において在任特例とするということを確認いたしました。

それから、期日も一緒に上がっておりますので、期日については提案どおりということで意見集約はしております。一部には、協議をまだ見守りたいというあれもありましたけど、ほぼ提案どおりということで大方の意見をいただいております。

以上です。

○井原勝介会長 はい、どうぞ。

○桑原敏幸委員（岩国市） 今、中塚委員長の方から報告がありましたように、11月2日に全員協議会を行いました。それで岩国市は、皆さん御存じのように在任はなかなか難しいということで、6月2日、合併協で30対17で在任特例が決まった後もずっと言い続けてまいりまして、5カ月も引っ張って、大変皆さんに本当に御迷惑をおかけいたしました。いろいろありましたけども、やはり合併は、なし遂げないといけないという思いで、とにかく在任を認めないとこの合併が壊れるという思いで岩国の議員も歩み寄りというか、いろいろ考えた結果、数カ月の在任なら、これは認めるべきだろうということで。

ただ、数カ月というのが、具体的にいいますと、特別委員会でも、この前岩国は出ましたけども7カ月。ですから、18年3月20日合併の後の7カ月ということですから、18年の10月

の31日までが在任特例の期間であるという具体的な案が岩国の方で出ておりますので、ぜひこの在任の7カ月を町村の方で皆さんが協議していただいて、ぜひ7カ月でどうにかまとまればという思いであります。よろしくお願いします。

- 井原勝介会長 ありがとうございます。岩国の市議会の方からの御発言でした。これから、皆様にも御意見をお伺いしていきたいというふうに思います。と思いますが、まずは私の方から少し整理もさせていただきたいというふうに考えております。

この問題につきましては、6月の投票の時点以来、さまざまな大きな議論がされてきているわけであります。ただ、私考えますに中身の議論というものは6月の投票時点以来、考え、思考が停止してしまっているのではないかとというふうに思います。その後、半年を経過しまして、枠組みも拡大をいたしまして、財政も含めて状況が大きく変化をすると、そういう刻々と変化する状況の中で、これから将来に向かってどのような選択をしていくのが一番いいのか、そういうさまざまな角度から検討するということが、この協議会に課せられた大きな使命であろうというふうに私は思っております。

そういう意味で、余り中身の議論がされないという状況もありますので、私からは客観的な情勢も踏まえて考え方を整理させていただき、委員の皆様、傍聴者、そして広域全体の住民の皆様にもお考えをいただきたいというふうに考えております。

まず、議論の前提としてよくある議論でございますが、6月に決めたことはしっかりと守るべきだという議論。これは、もちろん決めたことを守るということは大切なことであります。しかし、先ほども申し上げましたように情勢がいろいろ変化する中で、やはり将来に向かって、現在の状況の中で最善の選択を考えていくということも必要であろうというふうに思います。

次に、合併自体が壊れるかもしれないという議論についてですが、合併の目的は厳しい環境の中で地域の将来を考え住民の幸福を実現すること、これが目的であります。今問題になっております議員の取扱いとは関係がないといいますが、レベルの違う問題だろうと私は思います。議員の身分の取扱いがどうなろうと合併の意義が薄れるわけではありませんし、ここにいる委員の皆さん全員、多くの住民も、合併が必要であるという認識は持ってらっしゃるというふうに考えてます。

さらに、今回、各町村の議会で、先ほどもいいましたが8市町村で合併をすることが望ましい、堅持をしようということが確認をされております。地域の将来、住民のためを考えていけば、この枠組みで合併するということが重要である、最善であるという共通の我々の認識ができたというふうに考えます。

さらに、特例法の期限までは残り少ないという状況も考えれば、やはり、もはや、この8市町村以外の選択肢はないのではないかとというふうに思います。

したがって、合併の枠組みとは別に切り離して、議員の身分の問題だけを純粋に私は検討すること、そういう環境もできてゐるのではないかというふうに考えます。

こういう前提を外して考えれば、以前から私は申し上げてますが、在任が望ましいというわけにはいかないといえますか、在任は望ましくないというふうに私は考えておりまして、住民のこれが本当の意思ではないかというふうに思います。

さらに、最近の財政の状況も、やはり考えなきゃいけないというふうに思います。三位一体改革で、ことしは国全体で大きく補助金、交付税の削減が行われました。この地域でも大きな交付税の削減がことし行われました。岩国でも約6億円の交付税が削減されたという状況であります。来年に向かっても、まだ不透明であります、財務大臣は国全体で7兆円から8兆円、交付税を縮減する余地があるのではないかということがいわれてまして、まだまだ年末に向かって不透明ではありますが、またさらに削減をされるという可能性もある、不安に、今なってるところであります。これ以上削減されますと、本当に地方はやっていけなくなる。そういう意味で三位一体改革も、しっかりと地方の意見も言っていかなければいけないというふうに思っております。

そういった状況も踏まえて、後ほど説明しますが、次回27日には新しい財政のシミュレーションもお出しする予定になってます。当然のことながら、7市町村のときと比べて一段と数字は悪化しています。こうした状況の中で、我々は生き残りをまさにかけて合併を選択しようとしているというふうに言えると思います。人件費などの行政経費をさらにいっそう切り詰め、公共事業も抑制、当然、合併特例債も抑制していくということになるかと思ひます。あるいは住民サービスも、十分なほどできないかもしれません。

そういう中で119人の在任特例、たとえ短期間であっても、半年であっても1億円以上という経費がかかるということは事実でありまして、そういう余分な経費を使う余裕はないんじゃないかと私は考えてますし、今後、住民の理解が得られるのかというふうに考えます。

今、我々がやるべきことは、合併することが最優先だということで、議論をやめてしまうのではなくて、合併した後、いいまちをつくることが一番大切なことであります。そのためにはどんな仕組みがいいのか真剣に考える必要がありますし、住民のために、幸せのために合併するのだということを、委員の皆さんや住民の皆さんにもう一度よく考えていただきたいというふうに思います。8市町村で合併を実現し、合併と同時に民意を反映するための選挙を実施するということが、私は最善の選択だというふうに思います。胸を張って合併したいというのが正直なところでございます。いかがでございましょうか。

以上、私の意見を申し上げました。今のような論点も含めて、これから皆さんの御意見をじっくりと聞かせていただきたいというふうに思います。特に、最近とみに民間の代表の委員の方からは声が出にくくなっているような感じがいたします。この協議会は、我々はもちろんでありま

すが、民間の声もきちんと出していただいて議論するというのが大きな協議会の役割であります。ぜひ、率直な御意見をいただきたいというふうに思います。

それでは、どなたからでも構いませんので、ご意見をお出しいただきたいと思います。はい、どうぞ。池田さん。

○池田良幸委員（本郷村） 本郷村の池田でございます。

結論から申し上げます。本御村では、去る１１月２６日、村の二役、全議員、それから法定協の民間委員さんとの合同会議を開催をいたしまして意見集約をいたしました。合併期日は平成１８年３月２０日と、提案どおり了承するという事で決定をいたしました。

次に、議員の身分につきましては在任特例の適用を確認いたしました。在任期間につきましては平成１８年の１０月３１日、２２４日間、議員報酬につきましては提案のとおり、現行どおり。以上、三位一体が条件であります。

この世でできたことはこの世で解決できるという強い信念のもとで、きょうはぜひ本問題を決定すべきであると考えております。残された時間はございません。ほかにもまだ重要な議案審議が残っておりますので、それにも十分時間が必要と考えておりますので、会長さん、きょうは決断のときでございます。どうか、よろしくお取りまとめのほど、お願いをいたします。

以上でございます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

続いて、いかがでしょうか。はい、どうぞ。竹中さん。

○竹中洋揚委員（美川町） 美川の竹中ですが。私も、この協議会がとんざしてから、多くの住民と私の生活の上で話を聞き、意見を述べて、皆さんの意見を聞いたつもりでございしますが、在任特例が一番ええ、これがベストだという人は一人もおりません。

しかし、６月だったですか、投票を――私を含め協議会がして決めたわけですから、これは前にいくために従わざるを得んと思います。その後、署名運動というか活動というか、そういうものもあられ、皆さんの意見も、今、議会を解散請求したらどうだろうかという意見もたくさんありました。例えば、それが可能でやったところがあったとしても、数名の議員さんの入れかえがあったとしても、１１９名の議員、大所帯というのは変わりありません。新市になってそういう請求をしたらどうなんじゃろうか。いや、それは手続きが難しいらしい。時間がかかって、そういうことも難しいんじゃないだろう。ほいじゃ、今から運動を始めて新市になったら、即そういう請求が発効するようなものはないかなどという意見もたくさん聞きましたが。

結論であります。百年の計というか、明るい未来のために在任を認め、このまま合併をするべきだと思います。美川町でも議員さんを含め少し協議をしたんですが、１８年３月、それから７カ月もよからうということであります。

以上です。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

どうぞ。どんどん言ってください、続けて。どうぞ、内山さん。

○内山正則委員（錦町） 錦町でございます。錦町、11月の22日に議会の特別委員会を開催しております。

合併の期日につきまして、錦町は従来ですとなるべく18年9月までの早い時期に、合併が決まるとすばやく合併した方がよかろうということで、そういう意見でございました。

しかしながら、前回の委員会につきまして、ほとんどの市町村の御意見が18年3月20日で統一をしつつあるという中で、やはり私どもの町だけ、それで突出してはいけないということで、皆さんの言われる3月20日に統一をしていこうということで、一応3月20日の了承をいただいております。

また、市町村の議会議員の身分につきましては、従来から少数ではございますが、在任の中で与えられた2年というものを全うしなければいけないんじゃないかという御意見もありましたが、ほとんどの多数の人は、やはり新市の当初予算を組んでいくのがよいじゃないかということで、1年という意見が多数を占めておりますが、しかしながら、先日からいろいろと新聞などでもうわさといえますか話題になっております7カ月という中で、各市町村が7カ月で統一をするのであれば、やはり大前提である合併に向けて、我が錦町もやはりそれに統一をしていかなければいけないんじゃないかという意見が大勢を占めております。

以上でございます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。吉山さん。

○吉山國臣委員（周東町） 周東町でございます。在任の是非については民間委員さんからお答えいただきたいと思います。

今提案をされております期日の問題でございますが、周東町は期日については提案どおり18年の3月20日、これを了承をいたしております。

それから、議員の定数及び任期の取扱いについての、まず2と3につきましては、これについても異論はございません。

そして、一番問題になっております1番でございますけれども、これについては周東町といたしましては1年ということで提案をさせていただきまして、19年の3月31日までといたしたいということでございます。

まず、これに至った経過と申しますか理由でございますけれども、時間的な経過を踏まえて見ますと、平成18年の3月に合併をいたしまして4月から新市になるわけですが、その間、市長

選挙とかありますでしょうし、そうすると4、5、6、暫定予算が組まれるんだらうと思います。そして6月の定例会におきまして、残りの9カ月の本予算が成立をさせて、それからさらに9月で旧市町村における決算認定ということになるんだらうと思います。

そういった以上の流れを踏まえながら予算の執行状況を見ながら、19年の予算を成立させて、翌年度への道筋を立てたところを一区切りといたすということで1年ということでございます。

また、一方で申し上げますと、在任特例を導入をした意義といたしますか、錦町さんから今ちょっと出ましたけれども、そういった意義を踏まえて考えますと、新市の移行後に先送りされた課題等も残っております。そういったことや予算の執行状況とあわせて考えながら検討しながらいきますと、やっぱり最低1年ぐらいは必要なのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。荻原さん。

○荻原節子委員（周東町） 周東町の荻原です。最近、民間委員の意見がないと御指摘がありましたので。なかなかこの話題について、ちょっとついていけない部分もありましたので控えさせていただいておりましたけども、周東町でも紆余曲折ありましたので、皆さん御存じだと思うんですけども。在任については、やはり本会議、それも投票で決められたことは、いろいろなことがあるかとは思いますが遵守していただけたらと思っております。

それと、玖珂町さんが参加してくださいましたが、御意見を聞いておられますと7枠で決められたことは遵守していただけるというふうに承りましたし、この在任についてもそのようにお聞きいたしました。ということで、皆さんと同じように足並みをそろえていくという意味合いで、周東町もこの在任特例といたしますか、その方を認めていただければありがたいなと思います。

それと、先ほど会長さんがいろいろ御説明くださいましたが、本当にお気持はよくわかるんですけども、私たちもーどういたしますか、対等合併ということでこの場に臨んでおりますので、この問題だけを外して考えるというのも一方法かと思うんですけども、できれば一緒に足並みをそろえていただければ本当にありがたいと思います。本当に大切な問題ですし、本当に苦慮されているというのもとてもよくわかるんですが、本当に仲よくやっていきたいという意味で、いい結果が得られればありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。小野さん。

○小野哲明委員（玖珂町） 失礼します。玖珂町の民間委員の小野です。お世話になります。

どうも皆さん方の話をお聞きしたり、そしてまた会長さんのお話の中にもございましたが、在

任特例、あるいは定数特例とか原則選挙とかというような話も新聞紙上に出ておりましたが、議員さんの身分が、非常にこの会議の中で先行してある状況だと思うんですが、またその一つの壁にもなっておるんじゃないかと思うんですが。合併対象の地域の市町村民が、実際、一番望んでいるのは何かというと、新しい新市建設に伴う――先ほど会長さんからの言葉の中にありますが、新しいビジョン、あるいはまた将来像であるんじゃないかと思うんです。このことが今一番、市町村民が望んでいることであって、議員の身分だけが非常に混乱しておるんですけど、市町村民あつての合併、そして新市建設であるわけですから、いつときも早くその方向に向かって進みたいと私ども民間人は思っております。

特に、合併をしますと私の方のような町村部につきましては、文化、あるいは教育とか歴史、そしてまたボランティアといいますか奉仕などの分野など、私たちが早急にこれから民間の団体の中で、活力の中で立ち上げていって、行政におんぶにだっこじゃなくって、私たちみずからが立ち上がってつくり上げていくまちというものを、今以上にもっと力強くおこしていかななくてはならないなというような気がするんですが。

その中でどうしても――先ほど申しましたが――何といいまして新しいまちのビジョン、将来像がもう見えてもええんじゃないかと。先ほど会長さんのお言葉にもありました27日の会合のときには、若干ビジョンが提出されるというお話がございましたが、それを今一番、市町村民は待ち望んでいるんじゃないかと思うんです。だから、この議員さんの身分につきましては、新しい新市建設のために、会長さんにどうか、特段の御判断をいただきますことをお願いしたいと思います。

それから、先ほどお言葉の中にありますが、岩国の議員さんの中にございましたが、7カ月という言葉が出ておったと思うんですが。このことについては、まだ今、在任か、あるいはまた定数が原則かというのがちょっとはっきりしないようですので、この7カ月については在任の分野が決定して、ちょっと御質問させていただこうかなと思って。

それでは、もう一つお尋ねしますが、7カ月というお話が出てまいりましたが、この7カ月についての納得のいくような御説明をぜひお願いを、根拠は何かというのを、ぜひこのことについての御説明をお願いをしたいというふうに思っております。

- 井原勝介会長　ちょっと待ってください。それは岩国の市議会に聞いてみたいということでしょうか。はい、どうぞ。
- 桑原敏幸委員（岩国市）　それより前に、どうも議論がちょっと変わっとるんじゃないかと思うんですよ。先ほど会長の方から話がありましたがね、会長のコメントに対しても異論はあるわけですが、ここで岩国同士の内輪もめになってはいけませんので。

ですから、あくまでも6月の2日で在任は、もう無記名投票で決まったわけですよ。それで岩

国が、在任はもう少数意見だということですからずっと今まで引っ張ってきたわけです。それで11月の2日、岩国市議会、最終的な意見集約を議会でやりました。そのときには、それまでに民間の委員さんとも話をしまして、もうここまで来たら先ほども言いましたように――もう数カ月の在任を認めざるを得んのではないかという意見になったわけです。ですから、在任に岩国市議会は決まったわけです。

ですから、先ほど小野さん、在任か定数が原則かと言われましたけど、もう既に在任は決まったと私は思っております。ただ、会長は若干ちょっと違いますけどね。と私は思っておりますので、まずはこの場でもう一度再確認の意味において、在任でいいんですねということを、もう一度確認していただきたいと思います。その後、任期については議論しましょう。

- 井原勝介会長 今、私はそういうふうに進めてるつもりで、皆さんに在任の問題について、期日と在任の問題が提案されてますので、その問題について皆さんの御意見をお聞きした上で方向性を決めていこうというふうに今思っています。意見を聞いているところであります。で、（発言する者あり）

ちょっと待ってください。岩国市長としての私の意見を言わせていただいた。そして、皆さんの意見も聞いて、議員の身分の扱いについて、期日とそれから身分の扱いをどうするかという方向性について、ここで大方の意見がまとまれば決めさせていただこうというふうに思って今議論を進めてるところですけど。何か御理解が違うでしょうか。はい、どうぞ。

- 伊藤泰雄委員（玖珂町） 市長にお尋ねしますけどね、それは私、ちょっとこの議事の進行の方法が違うんじゃないかと思います。ここには各議会の議長もおりますし、また市長さんそのものも議会というものにはいつも出席をなさってますから。大体、議事進行者が、まず自分の意見を言うのはおかしいですよ。議事進行者っていうのは、一応議事を進行していったって、なおかつ自分が意見を言いたいなら、そこで初めて議長代理者を選んで自分の意見を言う。そうしないと、あなたが先に自分の、議事進行者の意見を言ったら委員会になりませんよ、はっきりいうて。

以上です。

- 井原勝介会長 それは私の運営の方針でありますから、玖珂町が入る前から私は必要な場合には意見を言いながら議事を進めてきております。議会では、ここはありませんので。（発言する者あり）今はそういうことで進行しておりますので御理解いただきたい。意見はたくさん出ていると思いますので。

はい、どうぞ。

- 平岡政治委員（美和町） 美和町でございますが、先ほど岩国市長であり会長の方から民意を聞きたいというふうにおっしゃったのだから、議会の委員長なり議長より、まず各町村の民意の総意が僕はあろうと思うんですがね。そういうところからお進めになると話はスムーズにいくような

気もするんですが、いかがでございましょうか。

- 井原勝介会長 ちょっとよくわからなかったんですけど、民間の方に聞いてみろということでしょうか。
- 平岡政治委員（美和町） そうです。
- 井原勝介会長 それは、さっきから言ってますように、議会の方、民間の方、それぞれ意見が今出てきていると思いますから、それでよろしいんじゃないかと思いますが。
- 平岡政治委員（美和町） 議会の方は議長並びに委員長の方からは活発な意見が今までは出て、在任は当然認めるべきだという意見がもう集約されておるんです。民間の意見を云々と、先ほど市長さんおっしゃいました。民間の方の意見を大いにここで反映されて、それから議会の人意見を入れていけばいいんじゃないかなと、私はそのように考えるんですが、いかがでしょうか。
- 井原勝介会長 はい。それほど違いはないと思いますが。民間の方も積極的に意見を言っていたきまして、特に区別をして、今、両方の方の意見が出始めてますから、議員の方も民間の方も首長さんも遠慮なく御意見を言っていたいただけたらと思いますけど。はい、どうぞ。
- 藤崎秀生委員（由宇町） 由宇町の藤崎と申します。

由宇町の民間委員では議員さんの身分についてでございますけども、まず8枠での合併は、ぜひなし遂げたいということ、そして議員さんの身分については在任でいくということで一致をいたしております。その在任期間中に、新市において速やかに調整するとか、あるいは当分の間は云々というのがありますけども、その在任期間中にしっかりと協議をしていただきたいというふうに思っております。これが由宇町の民間委員の一致した意見でございます。

以上です。

- 井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。相川さん。

- 相川正雄委員（美和町） 美和町の相川でございますけれども。

6月以来、長い間にわたって、いろんな期日の問題とか身分の問題とかが出ておりました。議論を重ねておるので、きょうはそうした今までの私の思いと、きょうの結論めいた発言とは多少違うわけですが、私は合併の期日については電算統合の可能な限り、最短の期日となると思われる――というのは、美和町と由宇町との議会の選挙を思うわけですが――これが希望ではありますけれども、やむを得ないときには18年の3月となることについても同意をするというか、やむを得ないというふうに思っております。

ただし、合併が17年度になるとなりますと、いろんな派生的な問題があるというのが事実です。後から、例えばということで例を申し上げることが起こるかもしれませんが、そういうふうに思っております。

次に、議員さんの身分ですけれども、これも投票をしたときの私の思いとは必ずしも同じではないかもしれませんが、既に7枠で決まっておるということで、これはそうしたような今までの議論を踏まえて確認をするということで結構だというふうに思っております。

その後の在任の期間についてはいろいろと出ておりますが、先ほど来、岩国市の方からもお話をございました7カ月ということについても、それなりに自分で理論づけをするというような格好ですけれども、やむを得んだろうというふうに思っております。このことについては、私たち美和町の民間委員も、それぞれ話し合いをしております。個人的には多少ニュアンスの違った表現にはなっておるかもしれませんが、以上です。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。野村さん。

○野村泰委員（錦町） 在任の問題ですが、これはやはり投票による数字というもの、全体会における投票による数字は、これはやはり大切にしなければいけないと思っております。これは厳然と生きているものでありますし、しかし、私自身としては、その過程においては何か釈然としなないものを感じております。がしかし、これは今さらどうこう、見直すとか何とか言うべきものではなからうかと思います。

それから、私自身が思っておりましたことは、議員の身分は今の特例法の在任か定数特例か、どちらかを採用すべきであるということ、初めごろ全員協議会で申しました。しかし、私自身は定数特例が最もふさわしいと思っておったわけです。というのは、どんなに人口の少ない町村でも、4年間というものの確実に議員が在任するわけでございます。人数は少なくとも確実に議員が得られるということ。しかし、在任の方であれば、在任期間が終わると直ちに設置選挙になりまして、恐らく人口の少ないところは議員ゼロといった地域も出てくるわけであります。そういう意味から定数特例を主張しておったのですが、第4小委員会ですか、ここらでも十分な協議というところまではいかなかったような感じがするのですが、結果として、決まったことは、もうこれは変えない。

一番大事なのは、さっきお話がありましたように合併を実現することにあるわけで、しかも1年間期日が延びれば、その間、市町村の議員さん方は合併後に調整するようなこと、それらを真剣に本気で取り組んで、新しい市を立派にしていくことを考えていただきたいと思うんです。そして、その後、在任期間はもちろんでありますが、新しい市をどうするかということが今一番大事なことで、もうここらで身分の問題でごたごたしたくないというのが本音です。以上であります。

○井原勝介会長 はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○小野哲明委員（玖珂町） 小野です。先ほどは失礼いたしました。（テープ中断）と思うんです

が、個人的な民間人としての見解ですが、この８市町村の合併は、まだまだたくさん先送りとか、あるいは未決定事項がたくさんある中で、特に郡部の議員さん方には、私は行く末を非常に見守っていただきたいと思うわけで、やはり在任の１３カ月は不可欠なものだというふうに私は思っております。在任期間が終了した時点で、これは個人的な見解ですけど定数３４の原則選挙がなされるわけでありましたが、人口比率からしても岩国の議員さんが大勢を占められるのではないかというふうに予測をしておりますが、それまでの期間、郡部議員さんの一番大切な期間だと私は思っております。

しかし、先ほどからいろいろ議長さん等のお話もありましたように、在任７カ月ということをお決定されているところもあるようでございますが、皆さん方、議員さんやあるいは民間委員さんの方々が在任７カ月ということをお認めになられるなら、私は民主主義社会の中で同調せざるを得ないかなというふうに思っておりますが、そのことを踏まえて、先ほど申しましたように、なぜ在任７カ月がいいのかということの御説明をいただきたいと思います。その７カ月か６カ月か５カ月かという、その基準が、なぜ７カ月かというのがどうも私よくわからないんです。そのことを、恐らく可決をされた議会さんも、７カ月というのは何かの基準があつての話で可決を決められたんじゃないかと思うんですが、決められたところの方も含めて、その７カ月の基準が何かというのをちょっと私たち民間委員よくわかりませんので、特に議員さんには御説明をいただいたらというふうに思っております。

○井原勝介会長　それでは、桑原さん。

○桑原敏幸委員（岩国市）　これ、岩国でもいろいろ議論がありました。半年がいいんじゃないかとか、３カ月でどうかとかいろいろありまして。ですから、最高、一番長くとして７カ月だというのが、３月の２０日に合併しましたら、先ほど言われましたように１０月の末です。ということは、６月定例と９月の定例、２回ということです。６月はもう新市の本予算やります。それで９月は各市町村の決算です。それで２回の議会を在任でやるということでもあります。ですから、説明を求められても、そのぐらいの説明で。ですから、それは１年の方がいいじゃないかという、その意見はあると思います。ただ、我々岩国市議会は先ほども言いましたように７カ月の在任なら、もう認めようじゃないかという結論に達したということでもあります。

○井原勝介会長　二宮さん。

○二宮信子委員（岩国市）　岩国の二宮です。最初にちょっと戻りまして申しわけないんですが、今の在任の期間でなくて在任特例の方についてでございますが、先ほど錦町の野村委員さんが言われたとおり、選挙のときのことにについては私たちもいろいろ納得いかないものがございました。でも、それは選挙で決まったことですし、最後に岩国市議会の議決が待っておりまして、岩国市議会で２０対８ですか、決められまして、在任ということが認められました。それはそれで、私

たちの民間委員はどうだということで、ほかの３人の方も賛成していっぱいます。

私自身としては、こういういろんな会議を経てきておりますので、そういう選択もあるかとは思いますが。先ほど会長が申しましたのは、私は私個人で出ているのではなくて、私の後ろには何人かの人の代表として出てきておりますので、そのことを思いますときに、本当に、私はここで在任を賛成してしまったけど、それでいいんだろうかなと思う気持ちがあります。それは今議長が言ってる、一般の市民の、住民の皆さんの意見を思うときにそう思われて、きょうの発言になっているのではないかと思います。

だけど、野村委員が言われたように、もうそのときに決まって、そのときの気持ちは美川町の議員さんもそうだとー竹中さんもそうだと思いますが、いろいろな複雑な気持ちをみんなが持っております。でも、ここでこの８つは一緒になって一つの大きな市となっていくからには、小さいことはもう抑えていかなければならないかなあというのが私の本当のあきらめというか、そういうふうなところで、そういうふうにあきらめなきゃいけないかなと思っております。

それが今の在任に対する気持ちで、もう決まったのか、きょう決まるということなんで、それに決まったとしたらそれに従って、今の在任期間の問題とかについては討議されるべきであって、まだ最終的にはどうなんだろう、結論が出ているんでしょうか、議長にお聞きします。

○井原勝介会長 これから、その在任の方向性について集約をしようとしているところでございます。

はい、どうぞ。對藤さん。

○對藤賢次委員（玖珂町） 上程されておりますので、そのことから先に申し上げます。

合併の期日につきましては１８年３月２０日、これはもう玖珂の特別委員会では決まっております。それから、在任につきましても認めております。その期間は１３カ月でございます。

１３カ月という根拠は、先ほどから７カ月というのがありましたけど、６月に当初予算といいますが、これはもう暫定予算で、どちらかというと合併予算になりますよね。それで９月に補正予算と、そういうことに終わろうかと思うんですけど。そうでなしに、町村部の意見が一番反映する一般会計、すべての普通の予算ですね、これは当然翌年の３月の予算になろうかと思います。それを参加して審議したいと、そういう意見からいいまして１３カ月というのが妥当だと思います。

それと、先ほどから在任在任といっておりますけど、もう決まったことであって、そしてまた玖珂町もそれを了承して参加しているわけですから、これを半年以上も岩国さんが引っ張ってきとるわけですね、もう。市長さんと議会さん。議会さんは先月とうとう、これ在任を認められましたが、あとは市長さんだけなんです。これまた、これを認めるか認めないかで、これは今後の審議に影響するだろうと思うんですけど。そうしないと、これまた先へ進めんのですよ。だから、認めるか認めないか、それをはっきりしていただかないと前へ進む意味がないだろうと思

うんです。2回目になりまして、ここでつまずいて、もうパアになりましたけど、審議は。それと同じようなことをまた繰り返すようになるかと思うんで、市長さんもひとつ御判断を、はっきりしたことをお願いしたいと思います。

- 井原勝介会長 何か趣旨がなかなか伝わらないようですけども、きょうはさまざまな議論を踏まえた上で――ちょっと待ってください――いろんな経緯がありましたので、物事を決めていくのはこの法定協の協議会の場合でありますから、在任特例、議員についても提案がされてるわけですから、きょうは意見を聞いた上で、できたら次へ進んでいくために決定をしていこうということで、今皆さんに御意見をお聞きしているところであります。

どうぞ、清弘さん。どうぞ。

- 清弘雄正委員（周東町） もう2時半になります。1時間過ぎました。山積した問題がたくさんあります。現状で、定数と任期がここへ一緒になっておりますけれども、任期の方ちょっと置いて――任期じゃなくて定数の問題ですか、それを先にやって、後、任期の方を決めてもらったらいかがであろうかと思います。私、もうこれで4回も5回も申しますけど――済みません、在任の方を先に決めてもらって、それから任期の方ということではありますが。それで分けてやってもらって、任期がいけんにや持って帰ってもいいですけども、その方をちゃんとせとかんという、また尾を引きまして、また来年になるかしれませんし。

で、市長さんとしてのお話をちょっと聞きますけれども、私たちは会長としての、議長としてのお立場を尊重しながら話を進めてるわけでありまして、で、ちょっと余りにも議長さんの、いわゆる主観が強過ぎる。私たちはへこみそうなのでございますんで、その辺あたりを大局を見られまして、あなたがお決めになるんでなくて、全体の体制を集約されて、今まで大変よう来たわけですね、大方の大勢でぴしゃっと。私は庁舎の位置は反対じゃったんじゃが、大方の大勢で今のとこに決まりましたから、うんともすんともよう言わんわけでありまして。これが8枠になったから新たにやるていうちゃったら、私はもう一回、御庄の方を話を出してみたいわけでありまして。それはそれとして分けてやってもらって。市長さんとしてのお立場、ようわかりましたんで、もうそれはおいてもらって、みんなの意向を集約されて、もう短時間のうちに決めてもらいたいと。

また、市議会と市長さんのお立場の違いと言われますけれども、これはちょっとここを出してもらっちゃ困りますの。周東町の役場におきまして町長と議会、違つとると困りますし、各町村の町長なり議会と皆ちぐはぐじゃと、ここへ出しよったら、もうだれが集約するかとなりますので、御賢明な御判断いただいて、まず在任の方を決めていただきたい。よろしくお願いします。

- 井原勝介会長 そうやって今決めようとしてるんですから、何度も言わせないでください。
- 清弘雄正委員（周東町） 早く決めてください。
- 井原勝介会長 それは私の判断ですから、十分にやはり御意見をいただきながら決めていく。そ

んなに何時間も引っ張るつもりは、もちろんありませんので。もうそろそろ意見がないということであれば、もちろん集約していきますが、どうぞ。意見があるというものをやめるわけにはいきませんので。

- 諫早文作委員（本郷村） 本郷の諫早でございます。これまで皆さん方がいろいろ述べられた御意見は、それぞれごもっともだと思います。

そこで、在任特例ということで、随分その辺で空白の時間が過ぎていったわけですが、残りも限られてきます。簡単に言いますと、岩国市議会の方も随分譲歩をされてきてると思うんですね。一時は、これは合併はだめなんかなあというふうな感じもございましたが、議長さん以下、大変御苦勞をいただきまして在任特例を認めていただきました。そうすると、１年以上か７カ月かということではいろいろ議論になりますが、郡部側も多少はその辺を譲らなきゃいけないんじゃないかというような感じも、正直なところ持ってるんです。村の方での協議会では、そういうことで皆さん方は納得していただいたんですがね、その辺を含んで岩国の方も随分譲歩されたと。

合併をするためには、この問題で何ぼでも引っ張っていきますと、先ほどありましたような合併になかなか到達することができないんじゃないかと思います。その辺を含めて、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

- 井原勝介会長 ありがとうございます。

清柳さん、どうぞ。

- 清柳聡委員（由宇町） 由宇町の清柳ですが、先ほど由宇町の民間委員が申しましたように、合併については、やはり在任ということをお願いしておられました。先般２４日でございますが、私のところも特別委員会を開催いたしまして、この２案についていろいろ議論をしてみいました。その後に民間委員さんとも協議を重ねて、先ほど藤崎委員が、あのような答弁をしたところであります。

当然、新聞紙上でも出ておりますように、我々由宇町では任期が平成１７年の９月８日までしかございません。だから、１８年の３月２０日ということになりますと、当然選挙をしなけりゃならない。それは覚悟の上であります。といいますのが、平成１７年の９月という案もありますが、これにしますといろいろ電算等の費用がかなりかかるということからしまして、私ども委員さんにも皆お話ししまして、１８年の３月に合併するのなら、やはり選挙はやむを得ないと。だから、一応由宇町でも選挙をしようというふうに了解をとっております。

それともう一つは、合併しまして在任でございますが、在任につきましても１年とか７カ月、いろいろありますが、一部の議員さんからは１年が妥当ではないかという異論もありましたが、一応、岩国市議会さんもそういうふうに郡部の意向を踏まえて７カ月というふうにしておられま

すので、由宇町もそれに従おうということで、先般行いました委員会では7カ月を了承しようということで、この法定協に参っております。

以上であります。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

大分出たような気がしますけれども、何か言い忘れてる方はいらっしゃいますでしょうか。民間の方からも、かなり意見を出していただいたような気がいたしますが。よろしいでしょうか。――ほかにないようでありましたら、議論はそろそろ打ちどめにしまして集約をしていきたいというふうに思います。

ちょっと誤解があるといけませんが、議員の期間については今回は提案してませんので、正式にここでは集約はもちろんしませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず合併の期日については3月20日ということで、これは異論はなかったですね。異論はないですね。3月20日ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井原勝介会長 それでは、そういうことで決めさせていただきます。

議員の身分についても、私は別の考え方を持って発言をさせていただきましたし、今後、本当にこういう厳しい状況の中で最後まで住民の理解が得られるのかどうか不安には思っておりますけれども、協議会としては、ほとんど私は一人でありましたから……（発言する者あり）おかしいと言われましても私は岩国の市長でもありますので、行政を代表する代表は、ここには私しかいませんので、そういう意味では言わせていただくことは言わせていただきたいと。今までもそういうふうにやってきておりますので、それは御承知いただきたいというふうに思います。

いずれにしても、私のみでありまして、ほかの方は大方の意見が賛成、在任特例を適用していこうということのようでありましたので、これにつきましては私も――市長としては申し上げましたが、会長としてはやむを得ないというふうに判断をいたしますので、この協議会、本日をもちまして在任特例ということで決定をさせていただいて進めさせていただきたいというふうに思います。（拍手）よろしいでしょうか。拍手は、そちらの方はなかったですけど、よろしいでしょうか。それでは以上で在任特例の問題については、この問題については決定をさせていただきます。

期間の問題については本日の正式な提案ではありませんので、次回、正式に提案させていただきますが、言い足りなかったことが、もしおありでしたら言っていただいても構いませんが。はい、どうぞ。

○桑原敏幸委員（岩国市） 先ほど冒頭で申し上げましたように岩国市議会では、せんだって特別委員会でも「7カ月」と具体的に案を出しました。それで全員協議会を11月2日やりまして、

20対8で在任を認めるという議員の20人は、もう7カ月ということを了承しておりますので、できるならもう7カ月で議論を次からやっていただきたいと。それで、時間がありませんので、12月の27日の合併協には、期日が18年の10月31日というのまでいきたいと思いたすので、ひとつよろしくお願いいたします。

○井原勝介会長 ほかに、よろしいでしょうか。

今、桑原さんが言われたことは、時間がないということで、決めることは着実に決めていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、この後、首長会議も行われまして次回の提案事項も決めていきますが、この在任の期間の問題も次回は明確な形で提案をさせていただきたいというふうに思いたすし、できればそこで決めていきたいというふうに考えているのは同じ意見でありますのでよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。どうぞ、平岡さん。

○平岡政治委員（美和町） ちょっと確認をさせていただきますが、この議会議員の定数及び任期の取扱いの1項目は、在任はお認めになったということをお皆さん確認されたと思いたすが、2項目の定数の34人と3項目の合併前の議員の報酬の件は、今回はこれは入ってないという、そういう解釈でよろしいんですか。ちょっと私も、そのあたりが確認をとりたいたします。

○井原勝介会長 失礼しました。明確に申し上げませんでしたけど、もちろんそれも提案されてる事項ですから、含めて決めたいと思いたすけれども、その辺は意識をされてなかった部分はあるかもしれせんけど。

もう一回確認しますが、議員の報酬、それから在任特例が終わった後の34人という原則選挙の人数、定数でありまするが、これも含めて御承認、御異議ないというふうに考えてよろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井原勝介会長 それでは、そういうことにさせていただきます。期間のところだけ空白で、次回提案をさせていただくということになりますので、よろしくお願いいします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、この問題だけでしたけれども1時間余りたちましたので、ちょっと10分ばかり休憩をさせていただき50分から開始をたいたと思いたすので、よろしくお願いいします。

[午後2時37分休憩]

[午後2時50分再開]

協議第 7 号 財産及び公の施設の取扱いについて（協定項目 5）

協議第 8 号 地方税の取扱いについて（協定項目 8）

協議第 9 号 一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目 9）

協議第 10 号 地域審議会の取扱いについて（協定項目 10）

協議第 11 号 特別職の身分の取扱いについて（協定項目 11）

協議第 12 号 組織及び機構の取扱いについて（協定項目 12）

協議第 13 号 条例、規則等の取扱いについて（協定項目 13）

協議第 14 号 町名・字名の取扱いについて（協定項目 14）

協議第 15 号 慣行の取扱いについて（協定項目 15）

協議第 16 号 一部事務組合等の取扱いについて（協定項目 16）

協議第 17 号 公共的団体等の取扱いについて（協定項目 17）

協議第 18 号 消防団の取扱いについて（協定項目 20）

○井原勝介会長 それでは、再開をしたいと思います。

あと、本当にたくさんの協議事項がありますので、御協力のほどよろしくお願いします。

それでは、協議第 7 号の財産及び公の施設の取扱いから 18 号の消防団の取扱いまで 12 件を、まず御説明をさせていただきたいと思います。これは前回提案をした案件でありますので、これともう一つ区別してやりたいと思います。事務局から、どうぞ説明してください。

○武安事務局次長 それでは、一括して御説明をさせていただきます。

最初にお願いでございますけども、本日大変、御案内のように多くの項目の提案となっております。したがって、特に 7 市町村協議会の提案内容から変更のない項目につきましては説明については省略をさせていただきまして、提案内容が変わった項目、それから問題になった項目についてのみを説明させていただきたいと思います。

説明については先般送付しております資料で、特に懸案の項目を抜粋しました第 3 回協議会提案内容説明資料―お手元にお持ちかと思いますが、A 3 の 3 枚物になろうかと思いますが―こちら、本日お持ちいただいている資料の方で説明させていただきたいと思いますので、こちらを御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。ここには 7 市町村と 8 市町村を比較しまして提案内容が変わった項目、それから調整が必要な事項について記載をしておりますけども、この資料に沿って簡単に御説明いたしたいと思います。

まず最初の協議第 8 号になりますが、地方税の取扱いでございます。記載をしております軽自動車税でありますけども、提案には変更はございません。しかしながら、玖珂町さんにおきましては周東町と同様に、軽自動車税のうち特殊農業車ですね、これに対する税率について農業振興

の面、それから農業従事者が高齢化しているということなどに配慮をされまして税率を1,000円と標準税率の下に書いておりますけども、1,600円に比べて低く設定をされている状況がございます。したがって、周東町とともに合併特例法に基づき合併年度、それからこれに続く5年度間不均一課税を適用するとしております。

それから、7枠で協議してございました、継続になっておりましたけども固定資産税の取扱いについてでございますけれども、まだ7市町村においても確認をされていない事項でございます、この資料には載せておりませんが、提案といたしましては7市町村での協議会のときと同様の提案としております。提案内容につきましては、本冊の会議資料の6ページの方に載せておりますけども、概要につきましては、固定資産に対する課税については、合併特例法による合併年度及びこれに続く5年度間の不均一課税を適用することと、それから税率については、各市町村の事情に十分配慮して、新市において調整するという内容でございます。これ、同じ提案になっております。

それから次に、その下の欄でございます。協議の第10号となりますが、地域審議会の取扱いでございます。この地域審議会の、まず設置期間につきましては、新市建設計画と連動した期間と設定しておりますことから、合併年度の延期に伴いまして設置期間も、その分、後ろにずれる形となっております。合併年度であります平成17年度と、これに続く10年度間ということで、平成28年の3月31日までに変更をしております。地域審議会そのものの内容につきましては変更はございません。

次に、その下でございます。協議の第16号になりますが、一部事務組合等の取扱いでございます。まず、上の欄に書いております機関の共同設置の部分でございますけども、現在、玖珂町と周東町で構成しております機関としまして玖西介護認定審査会が設置されておりますけども、新市においては一本化された新たな認定審査会を設置していくこととなりますので、玖西介護認定審査会については玖北と同様に廃止となります。

その下にあります2点目でございます。土地開発公社についてであります、現在、玖珂町においても土地開発公社がございますが、この公社につきましては、現在、岩国市の公社を存続させて新市の公社として、他の公社は合併時まで解散するといった内容となっております。その内容に変更はございません。ここでは提案文の中に玖珂町土地開発公社を加えて、周東町、錦町、美和町のそれぞれの土地開発公社と同様に合併日の前日までに解散するとしております。

最後に一点、提案に影響する問題ではございませんが、これ本冊の方では協議第14号になりますが、町名・字名の取扱いに関連した事項でございます。ここでは新市の町名――「まぢめい」、字名につきましては、岩国市の後ろに続く町の名前に7町村の名称をつけまして、岩国市何々町として8市町村にあります大字の表記は削除をすることとしております。この内容につい

て全く変わりはないわけですが、この岩国市の後続く町の名前の読み方の整理がまだされていないと思われますので、再度考え方を示しておきたいと思います。

岩国市の後に来る「町」の読み方については、自治体そのものの名称に使われる「町」と区別をするために、また電算事務を初めとしまして行政事務上、統一する必要があるということから、「まち」として統一をしたいと考えております。それぞれの市町村においても調整をいただいているところでございますけども、大方の意見としましては一部、周東町さんにつきましてはいろいろ御議論があるようでございますが、それ以外の市町村におかれては「まち」で御了解をいただいているという状況とお聞きをしております。したがって、ここでは「まち」として統一をしたいと考えておりますので、その方向で調整の方をよろしく願いをしたいと思います。

それから、このほかに特に説明をしております他協議事項でございますけども、これについては7市町村の協議会で確認をされました内容と同様の提案となっております。

簡単ではございますけども、以上で説明を終わらせていただきます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

それでは、今の7号から18号まで一括して御意見をお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。はい、どうぞ、中塚さん。

○中塚一広委員（岩国市） 協議第7号から協議第18号までにつきましては、去る10月12日の特別委員会におきまして既に意見集約しておりますので、その確認をいたしました。その中で協議第8号地方税の取扱いについて、前回、合併期日が延期されれば、不均一課税の5年間という期間は見直してはどうかという大方の意見でありました。しかし、法定協での協議の状況を踏まえた上で持ち帰って協議するということで意見の集約をいたしておりますので、協議第8号だけはそういうことでよろしく願いいたします。

○井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。吉山さん。

○吉山國臣委員（周東町） 周東町でございます。今の固定資産税の件でございますけれども、これまでに市と町村の税率が違ふことで大変議論をされてきたところでございますが、これに書いてありますように5年度間の不均一課税というところを、今、岩国市さんのお話では何か変わるようにお話がありましたけれども、最低5年間は、合併後5年度間はこの不均一課税でやっていただいて、次の項でございますけれども、要するに町村は負担がふえますし、企業の足腰が弱いといえますか、町村におきましてはそういった事情もありますので、今までの議論の経緯を踏まえて町村の意見といえますか、そういったところにひとつ、事情に十分配慮していただいて調整をお願いしたいということでございます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

- 清柳聡委員（由宇町） 由宇町ですが、先ほど周東町さんからも申されましたように、この固定資産税の問題につきましては、やはりこの提案事項にありますように、合併度及びこれに続く5年間は不均一課税を適用していただきたい、かように思っております。うちの議会でもそのように了承しております。合併が1年延びたから、それを短縮するということではなしに、ひとつその点は考慮していただきたい、これをお願いをしておきます。

以上であります。

- 井原勝介会長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

それでは、たくさん項目がありますが、固定資産については従来から岩国市、由宇町、周東町ぐらいから意見が出てきたような感じでしたので、これについては今の意見も踏まえて岩国市議会としては、もう一度持ち帰って検討をさせていただきたいということでもありますので、なかなかずっと継続になっておりますが、次回あたりには決めたいというふうに思いますので、これは持ち帰らせていただきますが、よろしいでしょうか。

ほかの部分で御意見おありでしょうか。はい、どうぞ。

- 吉山國臣委員（周東町） 協議第14号の町名・字名の取扱いについてでございますが、条文を見たら全くこのとおりなんです、今も説明がございましたように行政の慣例というんでしょうか、そういったことに伴う読み方の説明の中で、合併すれば岩国市周東町なら「しゅうとうまち」となるという理解だろうと思うんですけども、周東町では、もう「しゅうとうまち」といった言い方は今まで全くしておりませんし、この条文からいいましても町名については現行のとおりと、市となっておりますので、周東町としては今までどおり「しゅうとうちょう」と読むのが現行であるというような思いをいたしております。「しゅうとうまち」という言い方もあるんでしょうけれども、今までが「しゅうとうちょう」ということに慣れ親しんでおりますのでね、この条文の中でどれに当たるのか、条文にはない部分で論議せんにゃならんのかなと思うたりもするんですけども。遠くの町村に行けば「しゅうとうまち」で読むんですか、「しゅうとうちょう」であるんですかという質問がありますけれども、周東町では、今まで「しゅうとうちょう」と言ってきておりますので、一緒になっても岩国市「しゅうとうちょう」と言いたいという意見でございます。

- 井原勝介会長 ほかに。この件についてはいかがでしょうか。はい、どうぞ、清柳さん。

- 清柳聡委員（由宇町） 由宇町ですが、周東町と意見が一緒なんです。由宇町にも、今まで「ゆうちょう」といって呼んでおります。由宇町――私がおるとこは本町というところなんです、
「ゆうちょうほんまち」なら聞こえがいいんですが、「ゆうまちほんまち」、今度は町をのけますと「ゆうまちほん」ということになりますし、なかなか呼び方が難しくなってます。

そのあたりを確認ですが、どうしても「まち」として読まなければいけないのかどうか、そこんところをはっきりしておいていただけたらと思いますが。通称は字名がありますので、それは公式文書には当然載らないと思いますが、一応呼び方としたら「ゆうちょう」でもいいというふうにしておいていただきたいんですが。由宇町本町、横町という名称がありますので、それを「ゆうまちほんまち」「ゆうまちよこまち」というふうになかなか呼びにくいものですから、その点いかがなものでしょうか、お願いいたします。

○井原勝介会長 ちょっと考え方を……。

○周山事務局次長 それでは、ちょっと考え方を御説明いたします。

確かに言われますように、この呼び方について法律的にこうでなきゃならんとか、そういったものはございません。それから、合併に際して、これに振り仮名を振って届けるというような様式もございません。そういうことで、それじゃあ勝手にいいじゃないかということになろうかと思えますけども、やはり新市になるということで新しい気持ち、一体感も必要でございます。加えて、先ほど由宇町さんでもございましたように町・町と続くというようにもございます。そういう点からいえば見栄えと、書いた表現のところで町・町と続くというのは余り好ましいようでもないというふうに思いますし。

したがって、全体として、この地方では行政単位が「ちょう」という表現になっておりますので、行政単位の後につくのは「まち」という表現で、新たな気持ちで出発をしていったらなというふうな考え方で提案をしとるものでございます。

ただし、住民の皆様が日常的に使われる場合に「ちょう」と呼ばれても「まち」と呼ばれても法律的に問題が生じるものではございませんが、行政の内部としては「まち」として統一をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井原勝介会長 この件に関してはいかがでしょうか。これも従来、少し議論があったんですけども、今のようない説明で、この協定項目自体についてはその呼び方までここで決めてるものではないということで、これについてはこれで御理解をいただいて、通常といいますか「まち」というふうに呼ぼうと。ただ、通称として「ちょう」と呼ばれても構わないんじゃないかというような、7町村のときにはそういう整理で合意をいただいてたような感じでした。

いかがでしょうか。そういう整理しかない。最初から、どちらでもいいよといってやるのもちょっとあれで。一応は「まち」と決めておきますけれど、呼び方は、通称はどちらでもいいというと言い過ぎかもしれませんが、呼んでいただいても構わないということで。（発言する者あり）

由宇町長さん、ちょっと御発言があるようですが。

○榎本利光副会長 ちょっと皆さんにお諮りですが。確かに7梓のときには「まち」ということでやったんですが、今、周東町と由宇から出たのは法的な根拠がないということと、ここには呼び名そのものが協定項目の中にありませんから、どちらでもいいということなんですが、今ちょっと2町が出しているのは、子供たちに、いわゆる教育の段階で「まち」と読んでもいい、「ちょう」と読んでもいいというのは、合併したからということになるんでしょうが、ちょっとそれが割り切れない部分があるんで、いけるものであれば余りこだわることはないんじゃないかとは思ってますけども、もう一度確認をするということだろうと思います。特に周東町からもそういうことが出ているということで。

一番いいのは、法的根拠があるから合併したときには「まち」ですよということになればみやすいんですけども。もう、ここで決めるしかないわけでしょう。ですから、そこ異論がないんなら問題はないと思ってます。

○井原勝介会長 はい、どうぞ。

○伊藤泰雄委員（玖珂町） ちょっと質問しますけど、岩国市の麻里布町がありますね、あれ私たち「まりふちょう」というんですが、あなたたちは「まりふまち」ですか。どうなんですか。

○村尾総合政策副部会長 岩国市の情報統計課長の村尾と申します。

今の議論と全く一緒でございまして、一般的に我々も「まりふちょう」とか「いまづちょう」とか言っておりますけど、登録は「まち」で登録しております。

○井原勝介会長 私の住んでいるところも、通常は「いまづちょう」っていいますよね。（発言する者あり）だから、「いまづちょう」ってみんないいますよね。（発言する者あり）

だから、一応、県とかいろんな規則とか書くときには「まち」と書くけども、通称は「ちょう」でも。（発言する者あり）いや、どっちでもいいというか、決めてるのは「まち」と決めてるけどもね。それは「ちょう」と決めてもいいんですけども、「まち」と決める方が――さっきいいました、「ちょう」は今の玖珂町とか行政単位でやるときに「ちょう」という方が通常であると。岩国市の中の下は「まち」という方が通常であるということがあるわけです。そういう意味でいえば「まち」の方がいいんじゃないかということで今までは議論をしてる。それで、この協定項目でもないんで、通称として「ちょう」といっていただくのは、それはそれでいいんじゃないかというような感じで今まではきてるんですよ。

○榎本利光副会長 ちょっと私の方から提案なんですが。周東町とか、玖珂町とか錦町とか美和町とか、「ちょう」とか「まち」とかを残すから。岩国市周東町、「ちょう」ですね。岩国市周東何々町とか。町とかというのをのけたら問題ないような気もするが、いかがでしょうか。岩国市由宇本町、岩国市由宇港町。（発言する者あり）いや、でもみんなが大方にならんから言ってるだけでね。

- 井原勝介会長 事務方的には検討してきたんでしょうか、それは。どうぞ。
- 竹中洋揚委員（美川町） この問題はもう済んだことで、どちらでも。一応建前が「まち」ということなら、振り仮名をつけて届けるわけでもありませんし、子供が生まれて名前に振り仮名を振るわけでもありません。例えば、榎本「たけあき」ちゅうて親がつけたんかもわかりませんが、榎本「ぶよう」ちゅうのも聞きます。この問題はそのぐらいでいいんじゃないかと思います。
以上です。

- 井原勝介会長 ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ、吉山さん。
- 吉山國臣委員（周東町） 意見集約はしていただいてもいいと思うんですが。「ちょう」とか「まち」をのけてしまうということになると、またこれは議会でも持ち帰らんと、ちょっと話ますます難しくなるようなことですが。（発言する者あり）

- 井原勝介会長 今、吉山さん、おっしゃいましたように、ここでもう町名をつけてずっと提案してきますし、これ除いてやるということになると、また持ち帰って大議論をしなきゃいけなくなりますから、この中でよろしければ従来の方針で、一応ここでは「まち」ということで決めるけれども、通称は「ちょう」でも構わないということで整理をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

今説明した件で、ほかに。１８号までで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。――それでは、その他の項目については御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 井原勝介会長 それでは、提案どおり承認をさせていただきます。

協議第１９号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目７）

協議第２０号 電算システム関係事業の取扱いについて（協定項目２３－１）

協議第２１号 地域振興関係事業の取扱いについて（協定項目２３－２）

協議第２２号 広報広聴・コミュニティ関係事業の取扱いについて（協定項目２３－３）

協議第２３号 消防防災関係事業の取扱いについて（協定項目２３－４）

協議第２４号 高齢・障害者福祉関係事業の取扱いについて（協定項目２３－５）

協議第２５号 児童福祉関係事業の取扱いについて（協定項目２３－６）

協議第２６号 保育関係事業の取扱いについて（協定項目２３－７）

協議第２７号 健康管理関係事業の取扱いについて（協定項目２３－８）

協議第２８号 生活環境関係事業の取扱いについて（協定項目２３－９）

協議第２９号 下水道関係事業の取扱いについて（協定項目２３－１１）

協議第 3 0 号 農林水産関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 2 ）

協議第 3 1 号 商工観光関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 3 ）

協議第 3 2 号 建設・都市開発関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 4 ）

協議第 3 3 号 公営住宅関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 5 ）

協議第 3 4 号 教育関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 6 ）

協議第 3 5 号 病院関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 7 ）

協議第 3 6 号 交通関係事業の取扱いについて（協定項目 2 3 - 1 8 ）

- 井原勝介会長 では、残りの提案事項について説明をしてください。
- 周山事務局次長 それでは、第 1 9 号の農業委員会の取扱いから交通関係事業まで御提案をいたします。

先ほど提案しましたように、問題点がございます部分を整理しておりますので、こちらの方で提案させていただきたいと思います。

まず、1 9 号の農業委員会でございますけども、定数及び任期の取扱いにつきまして、8 市町村の農業委員会の選挙委員は現在 9 2 名おられますが、一つの農業委員会として、合併特例法第 8 条第 1 項によりまして 8 0 人で 1 年間在任ということで、各農業委員会でも確認がされておるところでございます。

それから、第 2 1 号でございますが、地域振興関係事業のうち人口定住事業であります。玖珂町独自の事業といたしまして二世帯住宅建築資金利子補給制度がございますが、7 枠で廃止としておりましたところの転入奨励金などの事業が 7 町村で各種ございますけども、これと同様に廃止ということにさせていただいております。

なお、合併前の制度の適用者につきましては、現行のとおりとすることとしております。これを踏まえまして提案文を変更させていただいております。

それから、次のページにまいりますけども、高齢・障害者福祉関係事業でございます。ここでは重度障害者福祉タクシー利用助成事業がございますが、玖珂町さんでは独自の制度として 3 割という助成制度がございます。これは岩国市から周南の間で玖珂町を起点として通院などされる場合に、基本料金が、もしくは料金の 3 割のいずれか高い額を助成するという制度でございますが、他市町村との均衡と財政面から廃止とさせていただいております。

また、人工透析患者に対する助成枚数が周東町と同じく 1 0 8 枚ということになっておりますけども、この周東町と同じ扱いということで、この 2 点を踏まえまして提案をさせていただいております。

それから、協議 2 6 号にまいりまして保育関係事業でございます。合併時期が 1 年延長となる

ことから、保育料の統一を1年延長して19年統一としております。また、保育料は保育所徴収基準額の概ね30%の軽減率で統一することとしておりますが、玖珂町さんにつきましては38.52%と高いために、他の軽減率の高い町と同様に段階的に調整をすることとし、調整期間も1年延長して21年で統一としております。

その他の軽減措置では、玖珂町さんのみ、同時入所の第2子の軽減が3分の2となっておりますが、これにつきましては国基準の2分の1で統一することとしております。また、統一時期は基本となる保育料と同様、1年延長して19年としております。

次に、協議第30号の農業振興助成事業でございますけども、玖西連合肉牛共進会という組織がございます。これは周東町、玖珂町とJA山口東さんの三者で行っておるものでございますけども、玖珂町さんが8枠の合併に参加ということでございますので、これに伴いまして提案文を変更をさせていただいております。

次にまいりまして、第31号の商工関係事業のうちの企業誘致制度でございます。玖珂町さんの工業団地が山陽道のインターのところがございますけども、これが農村地域工業等導入促進法という法律の適用を受けておりまして、税制上の優遇措置が受けられるものとなっております。合併後は適用地域から外れることとなりますが、合併までに国の実施計画変更認可が得られれば5年間延長が可能ということでございまして、現在、県と協議をしております。この協議を踏まえまして工業団地への企業立地奨励措置を検討する必要があるがございます。周東町さんの団地もございますが、これと同様に当面現行のとおりとして、新市に移行後、速やかに調整するという提案内容とさせていただいております。

続きまして、協議第33号でございます。次のページにまいります。公営住宅関係事業の住宅使用料でございます。7枠での確認につきましては、町村においてはこれを計算する立地係数というのが、0.7が合併に伴いまして市となりますので0.85ということになりまして使用料が上がってまいります。そういうことで一定の期間を設けて調整をするということにしておりますけども、その後、この料金を計算する場合のもう一つの係数であります利便性係数というのがございますが、これの範囲といえますか、下限を下げる等の法令の改正がなされまして、負担増とならないような調整をしてもいいよと、これを使って調整していいよということになりましたことから、料金が上がらないようにすることが可能になります。そういうことで提案文を変更させていただいております。

なお、この調整内容のイメージ図、関係法令につきましては、会議資料の39から40ページに掲載をしておりますので御参照をいただきたいというふうに思います。

それから、協議第34号の教育関係事業でございます。奨学金の貸し付けで、玖珂町の制度が8つの中で最も充実をしております。しかしながら、制度内容や財政面を考慮しまして、合併時

に制度を創設するという事で提案文の変更を行っております。

また、公立幼稚園でございますが、錦町さんにごさいましたけども、廃園ということでございまして、由宇町と玖珂町でございます。授業料は、由宇町が8,000円、玖珂町が5,000円ということになっております。これにつきましては私立幼稚園とのバランスも考慮する必要がございますので由宇町の8,000円に合わせますが、玖珂町の急激な負担増を避けるために、18年度につきましては、その中間の6,500円として、19年度に統一という考え方で提案をしております。

それから、協議第36号の交通関係事業の自主運行バスでございます。玖珂町さんでは無料運行をされておりますが、新市の料金改定を行う際には統一料金体系を設定することとなりますので、当面、現行のとおりとして提案文の変更はしておりません。

その他の協議項目につきましては、7枠と同様な提案内容となっております。

簡単ではございますが、以上で提案説明とさせていただきます。

○井原勝介会長 ありがとうございます。

それでは、以上の項目につきまして御意見ございませんか。よろしいでしょうか。それでは、提案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井原勝介会長 ありがとうございます。それでは、提案どおり承認させていただきます。

以上で協議項目については終了をさせていただきます。

第4回会議開催日時及び協議事項について

○井原勝介会長 最後に、次回の会議日程及び協議予定項目について、事務局から説明をさせます。

○武安事務局次長 それでは説明をいたします。

会議資料の最後の45ページになりますけども、お開きをいただきたいと思います。次回の第4回協議会につきましては12月27日、月曜日、13時30分から、御案内のように由宇町文化スポーツセンターにおいて開催をいたします。

協議事項でございますが、資料には載っておりませんけども議員の取扱いの在任期間について、それから本日継続となりました地方税について、その下の資料の方に掲載しております国民健康保険事業の取扱い外5件、これを提案する予定としております。年度末で大変お忙しい時期とは思いますが、出席の方よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それからあわせて、今後の協議会開催日程の変更につきましてお知らせをしておきたいと思っております。本日配付しました第3回協議会の当日配付資料をお開きをいただきたいと思いますけども、

3枚物でございます。その3ページめになろうかと思えます。ここに日程表をつけておりますけども、今後につきましては、当初の目標でございます2月上旬の調印に向けまして、1月の協議会を12日の水曜日と21日の金曜日に変更して開催をしたいと考えております。

続いて、2月の予定でありますけども上旬には第7回の協議会、同じく上旬に調印式、これを予定しておりますけども、具体的な日程等については協議の進捗状況に応じて、改めて御案内をしたいと思えます。

また、その後の予定でございますけども、調印後、早急に――2月上旬から中旬にかけてになろうかと思えますが、各市町村の臨時議会において合併議決をいただきまして県への申請を行って、3月には県議会の定例会において合併の議決まで、これを今年度の目標として進めてまいりたいと考えております。限られた期間の中で委員の皆さんには大変無理なお願いをするようになろうかと思えますが、どうかよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

- 井原勝介会長 ありがとうございます。スケジュール等について、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

今、説明にありましたように1月の21日まで、予定では4、5、6と3回予定をされております。年末年始で本当にお忙しいところではありますが、精力的に御協議をしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。その後住民説明会を開催して、7回でもう一回やって、それから調印式と。そして議会承認ということになりますので、大変きつい日程ではありますが、御協力のほど、よろしくお願いします。

以上で協議はすべて終了いたしますが、何かありますでしょうか。相川さん。

- 相川正雄委員（美和町） 美和町の相川ですけれども、最初に合併の期日のことについての協議がなされたときに、期日が18年の3月になれば問題が発生するということが考えられるというのを申し上げたんですけれども、その中、実は2点、きょう用意をしてきたんですが、1点だけ申し上げてお願いをしたいと思えます。

私は社会福祉協議会に今在籍をしておりまして、それに関することなんですけれども。現在、郡内では玖珂郡社会福祉協議会、そのほかいろいろな福祉団体、例を挙げますと郡の老人クラブ連合会、郡の身体障害者団体連合会、郡の心身障害者父母の会連合会、民生児童委員協議会連合会、それからもう一つ、郡の母子寡婦連合会というのがあります。連合会の会長さんは、それぞれ町の会長さんがおられて、それがなっておってんですけれども、事務局は県の岩国健康福祉センターの福祉部で事務局を担当していただいております。それで、いろんな研修とか行事をやっておりますが、大きな行事としては玖珂郡社会福祉大会というのを持っておりまして、毎年、会場を持ち回りで大会を行っております。

ところが、県の方から、こうしたような団体事務は平成１７年度からは行わないという通知を受けておりまして。実は、きょうも社会福祉協議会では、岩国市でこの後の問題についての協議が持たれております。そのほか、さっきいいました団体はすべてそういうことの協議が持たれておるわけですが、そうなりますと、この１年間、その団体事務はどうしたような形で行うことができるか、いわゆる問題ということです。

この合併が来年の３月までにほとんどできて、合併ができないのはここ岩国広域と、それから県央、美祢、大体こんなところかと思いますが、こういうところも県の方針としてはすべて団体事務は行わないということのようですので、ひとつこの場合は、この合併協議会の名のもとにといっていかがかわかりませんが、引き続き１年間、そうした事務をやっていただくようなことを県の方に依頼をしていただきたいといいますが、そういうことをお願いをしたいというように思います。

以上です。

- 井原勝介会長 わかりました。早急に問題を把握しまして、会長、副会長たちとも御相談しながら、大変お困りになるだろうと思いますから、しかるべき対応をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに、よろしいでしょうか。

それでは、きょうの第３回の協議はこれで終了させていただきます。大変お疲れさまでございました。御苦労さまでした。

[午後３時３４分閉会]

岩国地域８市町村合併協議会会議運営規程第８条第１項の規定により署名する。

署 名 委 員 藤 井 禎

署 名 委 員 高 木 正 則